(二) (一)により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除する。

五　消費税法の一部改正関係

1　特定法人（次の事業者をいう。）である事業者は、納税申告書等により行うこととされ、又はこれに添付書類を添付して行うこととされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の申告については、申告書記載事項又は添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行わなければならないこととした。この場合において、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められるときは、税務署長の承認を受けて、納税申告書等により申告を行うことができることとした。（消費税法第三条、第四六条の二及び第四六条の三関係）

(一) 事業年度開始の時における資本金の額等が一億円を超える法人（外国法人を除く。）

(二) 保険業法に規定する相互会社

(三) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人

(四) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社

(五) 国又は地方公共団体

2　地方税共同機構を消費税法別表第三法人に加えることとした。（消費税法別表第三関係）

3　長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例について、対象となる資産の譲渡等をリース譲渡に限定することとした。（消費税法第一六条関係）

4　輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金刑について、脱税額の一〇倍が一、〇〇〇万円を超える場合におけるその上限を、脱税額の一〇倍（改正前脱税額）に引き上げることとした。（消費税法第六四条関係）

六　たばこ税法の一部改正関係

1　加熱式たばこの課税方式について、次の見直しを行うこととした。

(一) たばこ税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。（たばこ税法第二条関係）

(二) 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充塡されたもの（製造たばこ製造者その他の一定の者以外の者が製造場から移出するものを除く。）は、製造たばことみなしてたばこ税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばことする。（たばこ税法第八条関係）

(三) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、次の(1)及び(2)の方法によって換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。（たばこ税法第一〇条関係）

(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定のものに係る重量を除く。）の〇・四グラムをもって紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの小売定価に相当する金額（消費税等相当額を除く。）の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

(四) 右記(三)の見直しに伴い、次に掲げる日以後の加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、改正前の紙巻たばこの本数に換算した課税標準（(四)において「改正前の換算本数」という。）及び右記(三)の紙巻たばこの本数に換算した課税標準（(四)において「新換算本数」という。）のそれぞれに、次のとおり一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする経過措置を講ずる。（附則第四七条関係）

平成三〇年一〇月一日	改正前の換算本数×〇・八	新換算本数×〇・二
平成三一年一〇月一日	改正前の換算本数×〇・六	新換算本数×〇・四
平成三二年一〇月一日	改正前の換算本数×〇・四	新換算本数×〇・六
平成三三年一〇月一日	改正前の換算本数×〇・二	新換算本数×〇・八
平成三四年一〇月一日	—	新換算本数×一・〇

2　たばこ税の税率について、次の措置を講ずることとした。（たばこ税法第一一条関係）

(一) 製造たばこ（特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこを除く。）に係るたばこ税の税率を六、八〇二円／一、〇〇〇本（改正前五、三〇二円／一、〇〇〇本）に引き上げる。

(二) 特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を一万四、四二四円／一、〇〇〇本（改正前一万一、四二四円／一、〇〇〇本）に引き上げる。

(三) 右記の見直しに伴い、たばこ税の税率に係る次の経過措置を講ずる。（附則第四八条関係）

(1) 次の税率改正の日以後の製造たばこ（特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこを除く。）に係るたばこ税の税率は、右記(一)の税率にかかわらず、それぞれ次の税率とする。

税率改正の日	平成三〇年一〇月一日	平成三二年一〇月一日	平成三三年一〇月一日
税率（一、〇〇〇本当たり）	五、八〇二円	六、三〇二円	六、八〇二円

(2) 次の税率改正の日以後の特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、右記(二)の税率にかかわらず、それぞれ次の税率とする。

税率改正の日	平成三〇年一〇月一日	平成三二年一〇月一日	平成三三年一〇月一日
税率（一、〇〇〇本当たり）	一万二、四二四円	一万三、四二四円	一万四、四二四円

3　未納税移出の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（たばこ税法第一二条の二関係）

4　その他

(一) 右記の税率改正の日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、製造たばこを販売のため一定数量以上所持する製造たばこの製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。（附則第五一条関係）

(二) 専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこに係るたばこ税及びたばこ特別税の税率の経過措置について、平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの間の税率を同年九月三〇日まで適用することとした。（附則第一三五条関係）

七　揮発油税法の一部改正関係

未納税移出又は移出に係る航空機燃料用揮発油の免税の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（揮発油税法第一四条～第一四条の三及び第一六条の四関係）